

広島県水道広域連合企業団議会の定例会の回数を定める条例をここに公布する。

令和5年1月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団条例第2号

広島県水道広域連合企業団議会の定例会の回数を定める条例

広島県水道広域連合企業団議会の定例会の回数は、年2回とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和5年の広島県水道広域連合企業団議会の定例会の回数の特例)

2 本則の規定にかかわらず、令和5年の広島県水道広域連合企業団議会の定例会の回数は、1回とする。